

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第10号  
(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について
提 案 理 由	次のとおり教育委員会事務局において必要な組織改正等を行うため、所要の改正を行うものである。  (1) 教育内容を除く学校運営事務を学校管理部に集約して効果的に事務を執行するため。  (2) 市立幼稚園の再編整備が一定完了したため、教育環境整備推進室を廃止する。  (3) 学校運営を総合的に行うことができる体制を整備するため。
議案(報告)の概要又は要旨	1. 改正の内容  (1) 学務課を総務部から学校管理部に移管するもの  (2) 教育環境整備推進室を廃止するとともに、学校施設の適正配置に関する事務を学務課学務係が、学校施設の跡地に関する事務を学校管理課管理係が、学校施設の跡地の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関する事務を学校施設課営繕係が所掌することとするもの  (3) いじめ重大事態調査委員会に関する事務を規定上明確にするとともに当該事務を生徒指導課から学校保健体育課に移管するもの  (4) 教育課程課が学校運営の総合企画・調整を所掌することを明確にするとともに、幼稚園児の募集に関する事務を学務課から、学校における進路指導に関する事務を生徒指導課から教育課程課に移管するもの  (5) 規定の整備を行うもの  2. 施行期日  令和5年4月1日から施行する。
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 上記案により、公布する。</li><li>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li>□ その他（ ）</li></ul>
------------	---



議案第10号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則について、次のとおり改正する。

令和5年3月27日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

## 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学務課」を削り、同項中「学校給食課」を「学務課  
学校給食課」に改め、同条第

6項中「教育環境整備推進室」を削る。

別表第1総務部学務課の分掌事務を定める部分を削り、同表学校教育部学校保健体育課の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(1) いじめ重大事態調査委員会に関すること。

別表第1学校教育部教育課程課の分掌事務を定める部分第1号中「、教育課程の編成等の指導及び助言」を削り、「関すること」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同部分第4号から第6号までを削り、第3号を第6号とし、同部分第2号中「及び」を「の採択事務及び学校における」に改め、同号を同部分第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 学校の教育課程の編成、学校評価に関すること。

(3) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。

(4) 学校における進路指導に関すること。

別表第1学校教育部教育課程課の分掌事務を定める部分第7号中「高等学校」を「幼稚園児及び高等学校」に改め、同部生徒指導課の分掌事務を定める部分第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げ、同表学校管理部学校給食課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

### 学務課

#### 学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。
- (6) 学校施設の適正配置に関すること。
- (7) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 授業料等及び保育料に関すること。

- (5) 堺市奨学等基金に関すること。

#### 学校給食課

##### 管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関すること。
- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関すること。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 課内の他の係の所管に属しないこと。

##### 給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) (公財)堺市学校給食協会に関すること。

別表第1 学校管理部学校管理課管理係の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (6) 学校施設の跡地に関すること（学校施設課の所管に属するものを除く。）。

別表第1 学校管理部学校施設課営繕係の分掌事務を定める部分第1号を次のように改める。

- (1) 学校施設（学校施設の跡地を含む。）の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

別表第1 学校管理部教育環境整備推進室の分掌事務を定める部分を削る。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>    教育政策課</p> <p>    <u>学務課</u></p> <p>教職員人事部</p> <p>    教職員企画課</p> <p>    教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p>    学校保健体育課</p> <p>    教育課程課</p> <p>    支援教育課</p> <p>    生徒指導課</p> <p>    人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p>    地域教育振興課</p> <p>    放課後子ども支援課</p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>    総務課</p> <p>    教育政策課</p> <p>    （削る）</p> <p>教職員人事部</p> <p>    教職員企画課</p> <p>    教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p>    学校保健体育課</p> <p>    教育課程課</p> <p>    支援教育課</p> <p>    生徒指導課</p> <p>    人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p>    地域教育振興課</p> <p>    放課後子ども支援課</p>

学校管理部

学校給食課

学校管理課

学校施設課

2～5 (略)

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの(以下「課相当の室」という。)は、次のとおりとする。

学校改革推進室

学校ICT化推進室

教育環境整備推進室

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。

学校管理部

学務課

学校給食課

学校管理課

学校施設課

2～5 (略)

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの(以下「課相当の室」という。)は、次のとおりとする。

学校改革推進室

学校ICT化推進室

(削る)

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。



総務人事係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の受発及び配付に関する事。
- (3) 事務局等の組織に関する事。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関する事。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関する事。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関する事。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関する事。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関する事。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関する事。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しない事。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関する事。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関する事。
- (2) 市議会の議事に関する事。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関する事。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の受発及び配付に関する事。
- (3) 事務局等の組織に関する事。
- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関する事。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関する事。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関する事。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関する事。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関する事。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関する事。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しない事。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関する事。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関する事。
- (2) 市議会の議事に関する事。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関する事。

と。

- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

#### 学務課

##### 学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。
- (6) 幼稚園児の募集に関すること。

と。

- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

(削る)

(7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 奨学係

(1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。

(2) 奨学金の交付に関すること。

(3) 修学奨励に関すること。

(4) 授業料等及び保育料に関すること。

(5) 堺市奨学等基金に関すること。

#### 学校改革推進室

(1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。

(2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

#### 教職員人事部

##### 教職員企画課

##### 企画係

(1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関すること。

(2) 教職員情報システムの管理及び運用に関すること。

(3) 義務教育費国庫負担金等に関すること。

(4) 堺市学校園教職員厚生会に関すること。

(5) 教職員の被服に関すること。

(6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 学校改革推進室

(1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。

(2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

#### 教職員人事部

##### 教職員企画課

##### 企画係

(1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関すること。

(2) 教職員情報システムの管理及び運用に関すること。

(3) 義務教育費国庫負担金等に関すること。

(4) 堺市学校園教職員厚生会に関すること。

(5) 教職員の被服に関すること。

(6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

## 給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）の決定及び支給に関すること。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収及び特別徴収に関すること。
- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関すること。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関すること。
- (5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関すること。
- (6) 教職員の児童手当に関すること。

## 労務係

- (1) 教職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 教職員の労働安全衛生に関すること。
- (3) 教職員の健康管理に関すること。
- (4) 学校職員健康審査会に関すること。
- (5) 教職員の公務災害等補償に関すること。
- (6) 教職員の職員団体等に関すること。

## 教職員人事課

## 採用係

- (1) 教職員の採用に係る選考に関すること。
- (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

## 給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）の決定及び支給に関すること。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収及び特別徴収に関すること。
- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関すること。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関すること。
- (5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関すること。
- (6) 教職員の児童手当に関すること。

## 労務係

- (1) 教職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 教職員の労働安全衛生に関すること。
- (3) 教職員の健康管理に関すること。
- (4) 学校職員健康審査会に関すること。
- (5) 教職員の公務災害等補償に関すること。
- (6) 教職員の職員団体等に関すること。

## 教職員人事課

## 採用係

- (1) 教職員の採用に係る選考に関すること。
- (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。

## 人事係

- (1) 教職員の任免に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 指導改善専門家等会議に関する事。

## 考査係

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関する事。
- (2) 教職員の人事評価に関する事。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関する事。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関する事。

## 学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関する事。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関する事。

## 学校保健体育課

(追加)

## 指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

## 人事係

- (1) 教職員の任免に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 指導改善専門家等会議に関する事。

## 考査係

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関する事。
- (2) 教職員の人事評価に関する事。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関する事。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関する事。

## 学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関する事。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関する事。

## 学校保健体育課

(1) いじめ重大事態調査委員会に関する事。

## 指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関する事。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

## 保健体育係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。
- (2) 保健体育、児童及び生徒の体力向上並びに部活動に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。
- (5) 学校結核対策委員会に関する事。
- (6) 学校環境衛生に関する事。
- (7) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関する事。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (9) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関する事。

## 教育課程課

- (1) 学校運営、教育課程の編成等の指導及び助言に関する事。
- (追加)
- (追加)
- (追加)
- (2) 教科用図書及び教材の取扱いに関する事。

## 保健体育係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関する事。
- (2) 保健体育、児童及び生徒の体力向上並びに部活動に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関する事。
- (5) 学校結核対策委員会に関する事。
- (6) 学校環境衛生に関する事。
- (7) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関する事。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。
- (9) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関する事。

## 教育課程課

- (1) 学校運営に関する事 (他の所管に属するものを除く。)。
- (2) 学校の教育課程の編成、学校評価に関する事。
- (3) 学校教育活動に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 学校における進路指導に関する事。
- (5) 教科用図書の採択事務及び学校における教材の取扱いに

(3) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関する  
こと。

(4) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。

(5) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。

(6) 教育改革に係る教育内容に関すること。

(7) 高等学校の生徒の募集に関すること。

(8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。

(9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

#### 支援教育課

(1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。

(2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。

(3) 就学支援委員会に関すること。

(4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

#### 生徒指導課

(1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。

関すること。

(6) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関する  
こと。

(削る)

(削る)

(削る)

(7) 幼稚園児及び高等学校の生徒の募集に関すること。

(8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。

(9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

#### 支援教育課

(1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。

(2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。

(3) 就学支援委員会に関すること。

(4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

#### 生徒指導課

(1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。

(2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。

(3) 学校における進路指導等に係る指導及び助言に関すること。

(4) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。

(6) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

#### 人権教育課

(1) 人権教育の企画に関すること。

(2) 人権教育の推進に関すること。

(3) 人権教育の指導及び助言に関すること。

(4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

#### 教育センター

##### 企画相談課

(1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること。

(2) 教育支援教室に関すること。

(3) 教育相談に関すること。

(4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

(5) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関すること。

(2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。

(削る)

(3) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。

(5) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

#### 人権教育課

(1) 人権教育の企画に関すること。

(2) 人権教育の推進に関すること。

(3) 人権教育の指導及び助言に関すること。

(4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

#### 教育センター

##### 企画相談課

(1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること。

(2) 教育支援教室に関すること。

(3) 教育相談に関すること。

(4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

(5) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関すること。



- (6) 部内の他の課の所管に属しないこと。

#### 学校ICT化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関する  
こと。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関すること。

#### 能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関すること。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 大学等と連携した教員の養成に関すること。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関すること。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（教育  
研究会に係るものに限る。）。
- (6) 教科書センターに関すること。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関すること。
- (8) 幼児教育センターに関すること。

#### 地域教育支援部

##### 地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関すること。

##### 管理係

- (1) 社会教育委員に関すること。

- (6) 部内の他の課の所管に属しないこと。

#### 学校ICT化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関する  
こと。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関すること。

#### 能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関すること。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 大学等と連携した教員の養成に関すること。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関すること。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（教育  
研究会に係るものに限る。）。
- (6) 教科書センターに関すること。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関すること。
- (8) 幼児教育センターに関すること。

#### 地域教育支援部

##### 地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関すること。

##### 管理係

- (1) 社会教育委員に関すること。

- (2) (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

#### 支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

#### 美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。
- (2) 館の事業の企画立案に関する事。
- (3) 館の使用の許可に関する事。

#### 放課後子ども支援課

##### 管理係

- (1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関する事。
- (2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関する事。
- (3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関する事。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関する事。
- (5) 課内の他の係の所管に属しない事。

##### 企画運営係

- (1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関

- (2) (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

#### 支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

#### 美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。
- (2) 館の事業の企画立案に関する事。
- (3) 館の使用の許可に関する事。

#### 放課後子ども支援課

##### 管理係

- (1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関する事。
- (2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関する事。
- (3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関する事。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関する事。
- (5) 課内の他の係の所管に属しない事。

##### 企画運営係

- (1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関

すること。

- (2) 放課後児童対策事業の企画運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関すること。

学校管理部

(追加)

すること。

- (2) 放課後児童対策事業の企画運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関すること。

学校管理部

学務課

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。
- (6) 学校施設の適正配置に関すること。
- (7) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 授業料等及び保育料に関すること。
- (5) 堺市奨学等基金に関すること。

学校給食課管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関するこ  
と。
- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関するこ  
と。
- (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）  
に関すること。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

学校管理課学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。

学校給食課管理係

- (1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関するこ  
と。
- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関するこ  
と。
- (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）  
に関すること。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

学校管理課学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。

(3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関する  
こと。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 管理係

(1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。

(2) 学校施設の警備に関すること。

(3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。

(4) 学校施設の目的外使用に関すること。

(5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

(追加)

#### 学校施設課

##### 施設係

(1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。

(2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。

(3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

##### 計画係

(1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。

(2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。

(3) 学校施設台帳に関すること。

(3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関する  
こと。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

#### 管理係

(1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。

(2) 学校施設の警備に関すること。

(3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。

(4) 学校施設の目的外使用に関すること。

(5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

(6) 学校施設の跡地に関すること（学校施設課の所管に属する  
ものを除く。）。

#### 学校施設課

##### 施設係

(1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。

(2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。

(3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。

(4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

##### 計画係

(1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。

(2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。

(3) 学校施設台帳に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設の計画修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の適正配置に関すること。  
(2) 学校施設の建物及び設備の整備に関すること（学校給食課、学校管理課及び学校施設課の所管に属するものを除く。）。  
(3) 教育改革に係る施設の整備に係る調整に関すること。  
(4) 学校施設の跡地に関すること。  
(5) 幼児教育改革に係る企画、調整等に関すること。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。  
 (2) 集会室の使用の許可に関すること。  
 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。  
 (2) 図書館協議会に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設（学校施設の跡地を含む。）の修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

(削る)

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。  
 (2) 集会室の使用の許可に関すること。  
 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。  
 (2) 図書館協議会に関すること。

- (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
- (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

#### 図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 図書館カウンター堺東に関すること。
- (5) 図書館サービスに関すること。

#### 堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

#### 中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

#### 東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

- (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
- (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

#### 図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 図書館カウンター堺東に関すること。
- (5) 図書館サービスに関すること。

#### 堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

#### 中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

#### 東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

## 東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 初芝分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関する事。

## 梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 美原図書館

## 東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 初芝分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関する事。

## 梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

## 美原図書館



- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。